

Q 研究開発税制の全体像
 A 令和5年度・6年度に改正されています。
 引用「研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課（令和6年4月現在の制度について解説しています）」・「中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）」

区分	選択適用
一般型(一般試験研究費)	選択
中小企業技術基盤強化税制	
オープンイノベーション型(特別試験研究費)	別枠

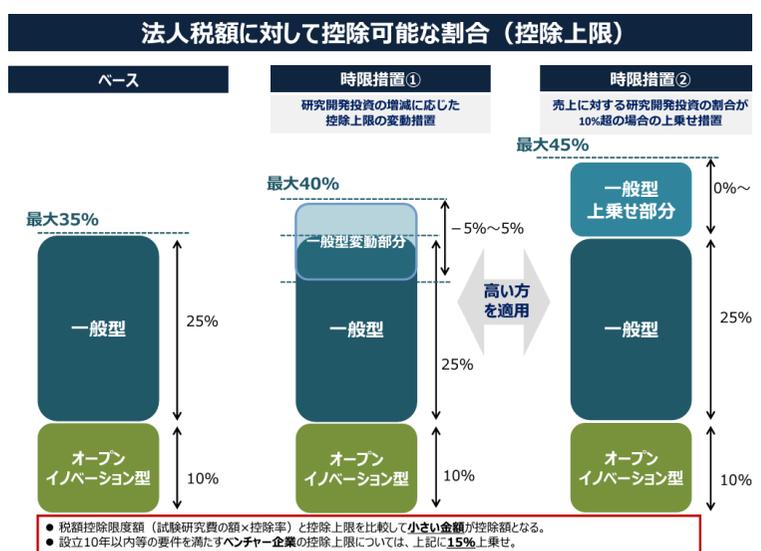
高度研究人材の活用

- 高度研究人材（博士号取得者や外部で一定の研究者としてのキャリアを積んだ人材）を採用し一定の試験研究を行う場合には、その試験研究費に係るその採用した高度研究人材の person 費の額の20%を税額控除することができます。
- この制度を利用するためには、①昨年と比べて試験研究費の額のうち person 費の額に占める高度研究人材に係る person 費の額の割合を増加させていること及び②研究開発のテーマを社内外で公募していることの2つの要件を満たしていることが必要となります。詳細は以下のガイドラインをご参照ください。

【特別試験研究費税額控除ガイドライン】
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html こちらからも確認いただけます▶

- 【一般型】と【中小企業技術基盤強化税制】の選択
 中小企業者等の範囲は以下のとおり、
- ① 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
 - ② 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等
 - ④ 農業協同組合等
- ※ 詳細は、経済産業省 HP をご確認ください。

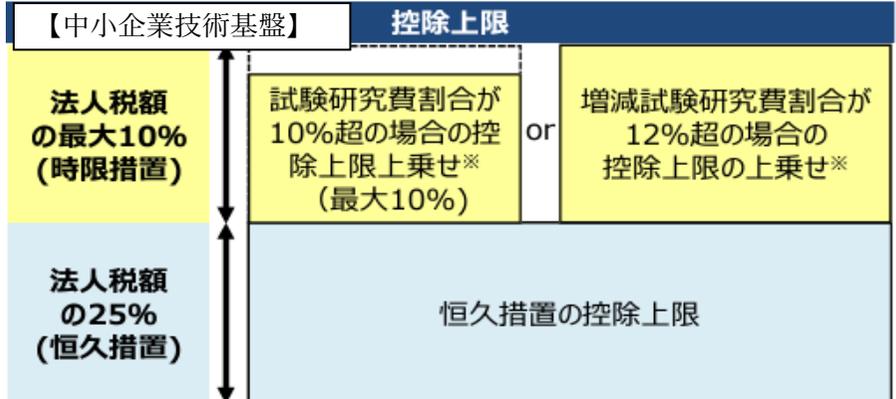
【控除限度額イメージ】



【一般型】 控除上限

法人税額×25%

※令和7年度末までは次頁に記載の時限措置が適用される
 ※設立10年以内等の要件を満たすベンチャー企業の控除上限については、法人税額×40%（次頁に記載の時限措置①と②の控除上限の算式における「25%」が「40%」となる）



※適用期限（時限措置）：令和7年度末まで

→ 設立10年以内等の要件を満たす場合の最大控除額

- ・一般型 40% + オープンイノベーション型 10% = 50%
- ・中小企業基盤(25% + 12%) + オープンイノベーション型 10% = 47%

【控除率の変動についての留意事項】

- ・一般型・中小企業技術基盤…前期比較が必要
 - ・一般型…試験研究費の増加に応じて1%~14%
 - ・中小企業技術基盤…試験研究費の増加に応じて12%~17%
 - ・オープンイノベーション型…類型によって変化(20~30%)
- 【オープンイノベーション型の適用】
- ・大学やスタートアップ等との共同研究等の金額について、法人税額の一部を控除できる制度
 - ・高度研究人材の活用(税額控除率20%)はオープンイノベーション型の1類型であり、大学・特別研究機関を相手とする場合の方が有利(税額控除率30%)
 - ・大学等との共同試験研究…共同試験研究の契約又は協定に、一定の項目の他、第三者確認などが必要。

【大学等との共同試験研究…オープンイノベーション型】

引用「特別試験研究費税額控除制度 ガイドライン 〔令和5年度〕
令和6年2月 経済産業省」

p.58 より抜粋

- (1) 契約又は協定に記載すべき事項
- (2) 特別試験研究費の額の算出方法
当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該委託試験研究のために支出した金額を対象費用の費目ごとに集計
- (3) 特別試験研究費の額の確認（財務省令第20条第26項第5号）
 - ・相手方の確認と、**第三者の確認**の双方が必要
 - ・第三者…専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士若しくは監査法人、税理士若しくは税理士法人又は監査役、監査委員若しくは監査等委員が該当すると考えられます。
- (4) 税務申告に当たって（財務省令第20条第26項柱書き）
確定申告書等に（3）で第三者及び大学等による確認を受けた書類の写しを添付

【新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究】

P16 から抜粋

●新規高度研究業務従事者

- 申告法人の役員又は使用人であって、次のいずれかに該当する者をいいます。
- 1) 博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から5年を経過していないもの（※1）
 - 2) 他の者（下記※2の者を除く。）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、申告法人（下記※2の者を含む。）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの
- ※1 学位については、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって試験研究に従事する場合における学位をいう。
- ※2 ① 申告法人（通算法人にあつては、他の通算法人を含む。）がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の25%以上を有している他の法人（当該他の法人が通算親法人である場合には、他の通算法人を含む。）
- ② 申告法人（通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人）の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の25%以上を有している

他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

- ③ 申告法人との間に支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の5に規定する支配関係をいう。）がある他の者

P105 から抜粋

●要件

- 1) 新規高度研究業務従事者であること
- 2) 新規高度人件費割合の前年度比増加率が3%以上であること
- 3) 募集要件を満たす試験研究であること

【引用】

- 「研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課（令和6年4月現在の制度について解説しています）」

chrome-extension://efaidnbnmnibpcjpcglclefindmkaj/https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R6gaiyou_set.pdf

- 「中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）」
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/kenkyukaihatsu/index.html>

- 「特別試験研究費税額控除制度 ガイドライン 〔令和5年度〕
令和6年2月 経済産業省」
chrome-extension://efaidnbnmnibpcjpcglclefindmkaj/https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r5guideline.pdf